自然環境保全法の改正を受けた基本方針の変更の概要

● 平成31年4月の自然環境保全法の改正(「沖合海底自然環境保全地域」制度の創設)を 受け、自然環境保全基本方針を変更するもの。

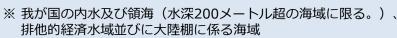
自然環境保全法の一部を改正する法律 (平成31年法律第20号)

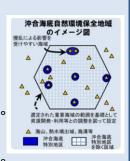
○我が国は<u>世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家</u>であり、沖合域には<u>海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地</u> 形等に特異な生態系や生物資源が存在している。



「沖合海底自然環境保全地域」制度

- 環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底 自然環境保全地域を指定する。
- 海底の形質を変更するおそれのある<u>鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為</u>を規制対象とする。
- 沖合海底特別地区(許可制)とそれ以 外の区域(届出制)にゾーニングする。





自然環境保全基本方針の変更

- (1) 「沖合海底自然環境保全地域」の指定・保 全の考え方を追記(第2部:各論)
 - ○自然環境が優れた状態を維持していると認める 海域について、<u>自然的社会的諸条件を考慮</u>しなが ら、一定の広がりをもって指定を図る。
 - ○<u>自然的社会的諸条件の変化が確認された場合</u>に は、沖合海底自然環境保全地域の<u>指定の見直しを</u> できるものとする。
 - ○科学的知見の充実に努め、適正な保全を図る。
 - ○その他公益との調整、漁業等の生業の安定に配 慮する。

など

- (2) 社会及び自然環境を取り巻く状況の変化を 踏まえた変更(第1部:総論)
 - ○「第五次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略」等の考え方を取り入れて記述を追加。